

福井県アライグマ防除実施計画

令和4年4月

福 井 県

目 次

| | | |
|-------|------------------------|----|
| 1 | 背景と目的 | 1 |
| | (1) 背景 | |
| | (2) 目的 | |
| 2 | 防除の対象 | 2 |
| 3 | 防除を行う区域 | 2 |
| 4 | 防除を行う期間 | 2 |
| 5 | 現状 | 2 |
| | (1) 生息状況 | |
| | (2) 捕獲状況 | |
| | (3) 被害状況 | |
| 6 | 目標 | 8 |
| 7 | 捕獲、殺処置、最終処置の方法 | 8 |
| | (1) 捕獲 | |
| | (2) 殺処置 | |
| | (3) 殺処置後の最終処置 | |
| 8 | 実施体制 | 8 |
| | (1) 捕獲班の編成等 | |
| | (2) 捕獲従事者の登録等 | |
| | (3) 実施体制 | |
| 9 | 捕獲に係る留意事項 | 9 |
| 10 | 傷病鳥獣として救護されたアライグマの扱い | 10 |
| 11 | 被害の予防対策 | 10 |
| | (1) アライグマの餌管理 | |
| | (2) 農業被害 | |
| | (3) 生活環境被害 | |
| | (4) 文化財被害 | |
| | (5) 希少動物への被害 | |
| 12 | その他の防除に必要な事項 | 11 |
| | (1) 普及啓発 | |
| | (2) モニタリング | |
| | (3) 合意形成等 | |
| 様式第1号 | アライグマ捕獲従事者登録申請書 | 13 |
| 様式第2号 | アライグマ捕獲従事者登録台帳 | 14 |
| 様式第3号 | 福井県アライグマ防除実施計画に基づく従事者証 | 15 |
| 様式第4号 | はこわなの設置標識 | 16 |

1 背景と目的

(1) 背景

アライグマは、北米大陸に広く生息する食肉目アライグマ科に属する中型の哺乳類である。

アライグマが日本の野外で目撃されたのは、昭和 37 年、愛知県の動物園から脱走し、野生化したものが最初といわれている。

その後、昭和 50 年代に放映された、子どもたちに人気のあったアニメーションの影響等から、愛らしいペットとしてのイメージが定着し、海外から大量に輸入され、一般の家庭でも飼育されることとなった。しかし、実際には成長するにつれ飼育が困難になることなどから、飼い主が野外へ放棄したり、飼育場所から逃げ出したりする例が相次ぎ、全国各地で野生化した個体が確認されるようになった。

アライグマは、もともとは日本に生息していない動物であり、天敵となる動物がいないことや、通常、4 月～8 月頃に 2～6 頭もの子どもを出産する繁殖力の強さから、近年、野生の個体数が各地で爆発的に増加している。

また、小型の哺乳類、野鳥やその卵、爬虫類、両生類、魚類、甲殻類、昆虫類等の動物をはじめ、果実、野菜、穀類等の農作物まで幅広い食性を持つことから、地域固有の希少な動植物を捕食することや、地域の農業へ甚大な被害をもたらすほか、家屋に入り込んでの糞尿被害などが報告されている。

さらに、アライグマ回虫症、レプトスピラ症などの人獣共通感染症の媒介の可能性も懸念されている。日本国内の狂犬病の発生は、昭和 32 年以降確認されていないが、原産国の北米では、アライグマが狂犬病の媒介動物として問題となっている。

このような状況から、平成 17 年 6 月に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下「外来生物法」という。）において、アライグマは「特定外来生物」に指定され、その飼育、運搬、保管、輸入、販売は原則禁止となり、野外に放つ行為は禁止されることとなった。

また、生態系等に被害の恐れが生じる場合などには、主務大臣の確認または認定を受けて防除できることとなり、現在、全国各地でアライグマの防除が進められている。

福井県において、野外でアライグマが確認されたのは、平成 7 年 7 月 18 日に福井市で人馴れした雄 1 頭が捕獲されたことに始まる。平成 9 年には、旧金津町の民家の屋根裏で初めて繁殖が確認された。

平成 13 年度にアライグマの有害捕獲が始まり、5 頭が初めて有害捕獲されて以降、その捕獲数は年々増加している。

農業被害は、平成 18 年度に初めて報告があったが、それまでも、他の中型獣類の被害に紛れて被害が発生していたと考えられる。また、家屋侵入による糞尿被害など生活環境被害も発生している。

(2) 目的

アライグマによる農業被害、生活環境被害、文化財被害、生態系被害への抜本的対策としては、アライグマを野外から排除することが重要である。

アライグマは、天敵のいない日本の自然環境で急速に個体数を増やしており、対策が遅れると個体数が飛躍的に増加し、結果的に捕獲のための努力や経費のみならず、安楽死措置すべき個体数を増やすことになる。したがって、科学的、計画的な対策を早急に実施し、徹底した捕獲により野生個体の完全排除を図ることが重要である。

本県ではアライグマの生息等に関する科学的情報が少なく、個体数推定も困難であるが、今後、個体数と被害の増加が予想されることから、科学的な情報を収集しながら、早急な対応を行うことが必要と考えられる。

そのため、外来生物法に基づく「福井県アライグマ防除実施計画」を策定し、県、市町、関係団体、住民等の役割を確認するとともに、それぞれが連携し、効果的な防除^{*}を推進する。

※防除とは、アライグマの捕獲による野外からの排除と、被害の予防対策を行うことにより、アライグマによる農業被害、生活環境被害、文化財被害、生態系被害をなくす対策を指す。

2 防除の対象

アライグマ（学名：*Procyon lotor*）

カニクイアライグマ（学名：*Procyon cancrivorus*）

3 防除を行う区域

福井県内全域

4 防除を行う期間

令和4年4月1日～令和13年3月31日^{*}

※アライグマを取り巻く状況の変化に応じて、計画期間内であっても必要に応じて、計画を見直す。

5 現 状

（1）生息状況

これまでの目撃・捕獲・痕跡状況調査等により、福井県内の全ての市町においてアライグマの生息が確認されている。

（2）捕獲状況

①経年変化

福井県におけるアライグマの捕獲は、主として「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（鳥獣法）に基づく許可捕獲（有害捕獲）によって実施されている。

アライグマの有害捕獲が、初めて実施された平成13年度以降の年度毎の捕獲数の推移を見ると、平成13年度に5頭だった捕獲数は年々増加し、令和2年度には過去最高の404頭が捕獲されている（図1、表1）。

市町別に見ると、全ての市町で捕獲記録が確認されており、総捕獲数は、福井市、越前町、小浜市、越前市、若狭町の順で捕獲数が多くなっている。

個体数の増減傾向については、密度指標となる捕獲効率の変化が把握できていないため不明であるが、今後の傾向を把握するために必要なデータの収集を図っていくこととする。

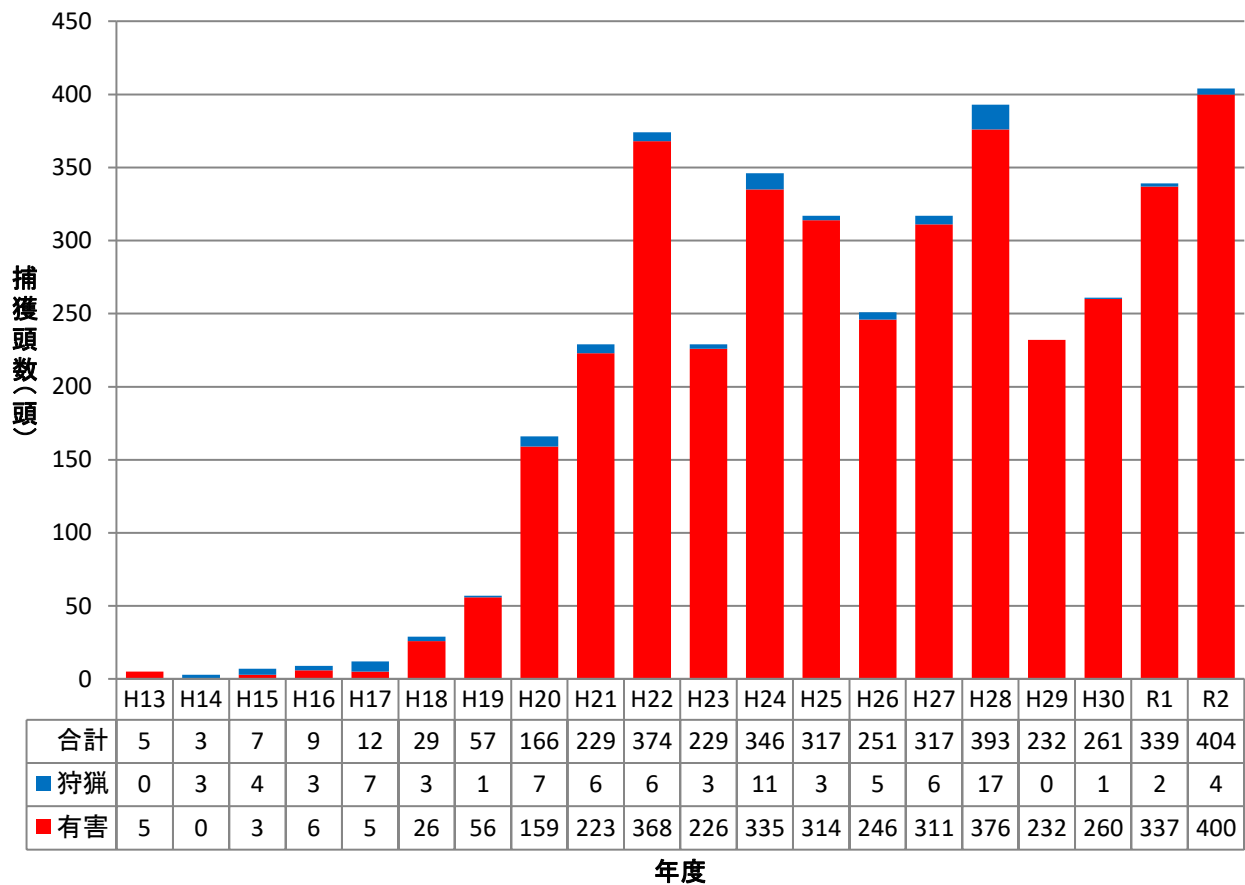


図1 アライグマ捕獲数の推移（年度）

表1 市町別アライグマ捕獲数の推移（年度）

| 市町名 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | 合計 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 福井市 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 16 | 46 | 38 | 40 | 62 | 72 | 80 | 106 | 148 | 71 | 97 | 80 | 113 | 973 |
| 永平寺町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 5 | 19 | 14 | 3 | 3 | 4 | 7 | 6 | 11 | 5 | 78 |
| あわら市 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 8 | 12 | 4 | 10 | 35 | 17 | 8 | 38 | 80 | 218 |
| 坂井市 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 13 | 26 | 21 | 7 | 28 | 21 | 17 | 48 | 27 | 209 |
| 大野市 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 6 | 0 | 0 | 0 | 3 | 2 | 3 | 2 | 17 |
| 勝山市 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 6 | 4 | 2 | 1 | 5 | 2 | 0 | 8 | 6 | 6 | 41 |
| 越前市 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 8 | 0 | 14 | 26 | 45 | 29 | 19 | 33 | 26 | 14 | 22 | 34 | 25 | 300 |
| 鯖江市 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 | 3 | 32 | 11 | 2 | 15 | 13 | 16 | 13 | 7 | 12 | 20 | 21 | 174 |
| 池田町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 6 |
| 南越前町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 | 6 | 10 |
| 越前町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 13 | 45 | 82 | 28 | 65 | 62 | 42 | 61 | 51 | 27 | 39 | 38 | 50 | 603 |
| 敦賀市 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 2 | 6 | 1 | 0 | 3 | 3 | 11 | 10 | 10 | 2 | 51 |
| 美浜町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 5 | 6 | 14 | 14 | 7 | 7 | 5 | 4 | 15 | 78 |
| 若狭町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 4 | 15 | 16 | 47 | 41 | 18 | 9 | 26 | 19 | 23 | 12 | 21 | 16 | 19 | 287 |
| 小浜市 | 0 | 0 | 6 | 5 | 8 | 10 | 23 | 27 | 57 | 20 | 40 | 24 | 13 | 17 | 27 | 28 | 5 | 18 | 7 | 335 |
| 高浜町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 17 | 23 | 46 | 45 | 31 | 20 | 19 | 18 | 1 | 3 | 1 | 0 | 3 | 2 | 5 | 234 |
| おおい町 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 10 | 27 | 39 | 63 | 21 | 28 | 18 | 9 | 14 | 8 | 5 | 4 | 9 | 11 | 269 |
| 狩猟 | 3 | 4 | 3 | 7 | 3 | 1 | 7 | 6 | 6 | 3 | 11 | 3 | 5 | 6 | 17 | 0 | 1 | 2 | 4 | 92 |
| 合計 | 3 | 7 | 9 | 12 | 29 | 57 | 166 | 229 | 374 | 229 | 346 | 317 | 251 | 317 | 393 | 232 | 261 | 339 | 404 | 3,975 |

②分布状況の変化

アライグマの捕獲場所について、平成 18 年度には嶺南地域の 7 メッシュのみであったが、平成 20 年度以降は嶺北地域にも捕獲場所が拡大しており、平成 20 年度は合計 36 メッシュ、平成 24 年度は合計 62 メッシュ、平成 28 年度は合計 72 メッシュ、令和 2 年度には合計 75 メッシュとなっている（図 2）。一度捕獲があったメッシュではその後も継続的に捕獲され続ける傾向にある他、いずれの地域においても、捕獲が最初に始まった段階から既にメス個体が捕獲されており（図 2、図 3）、捕獲が始まる以前から繁殖し、定着に至っていた可能性が示唆される。

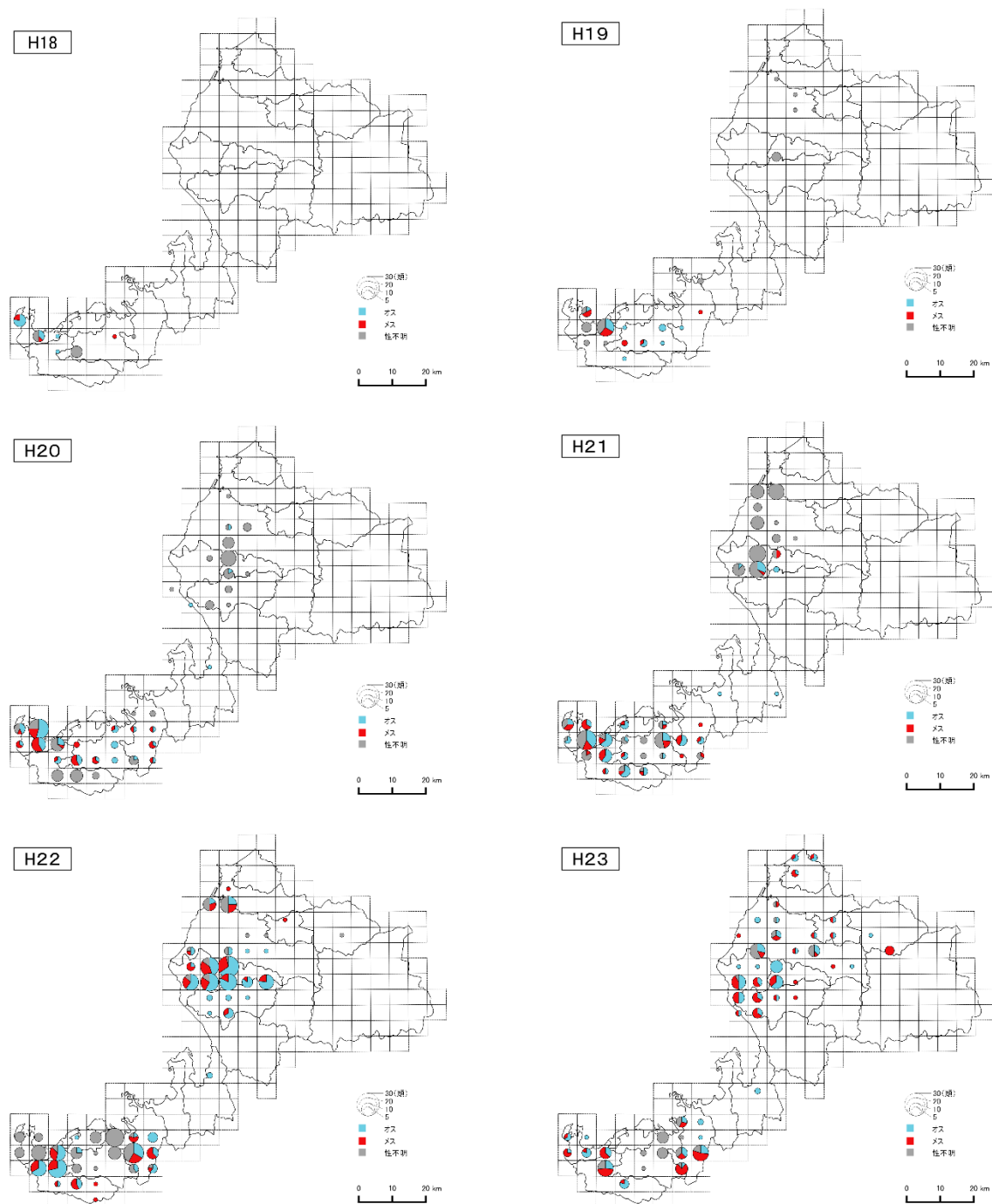


図 2—1 年度ごとのアライグマ捕獲場所の空間分布図（平成 18 年度～平成 23 年度）

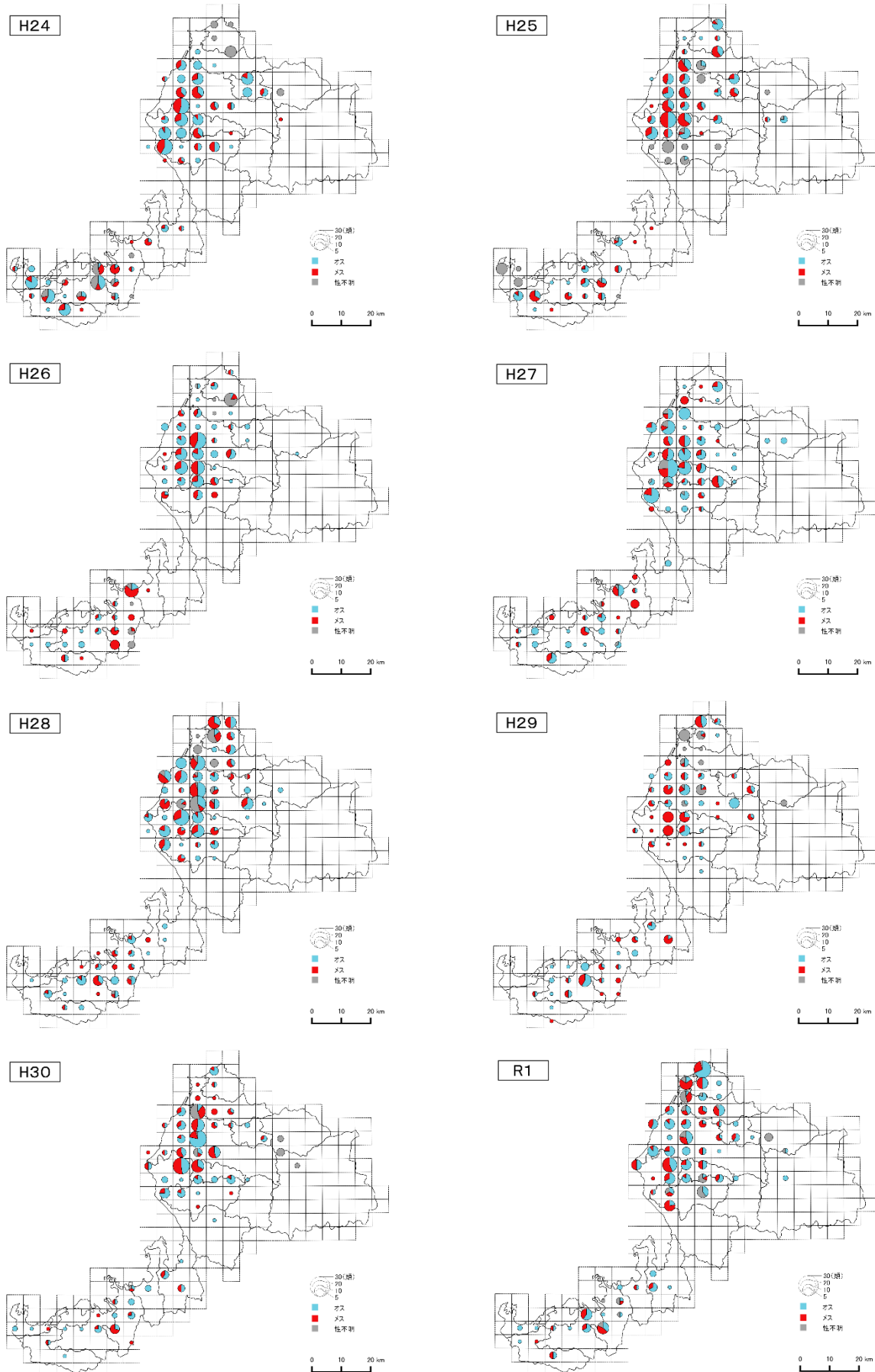


図 2—2 年度ごとのライグマ捕獲場所の空間分布図（平成 24 年度～令和元年度）

R2

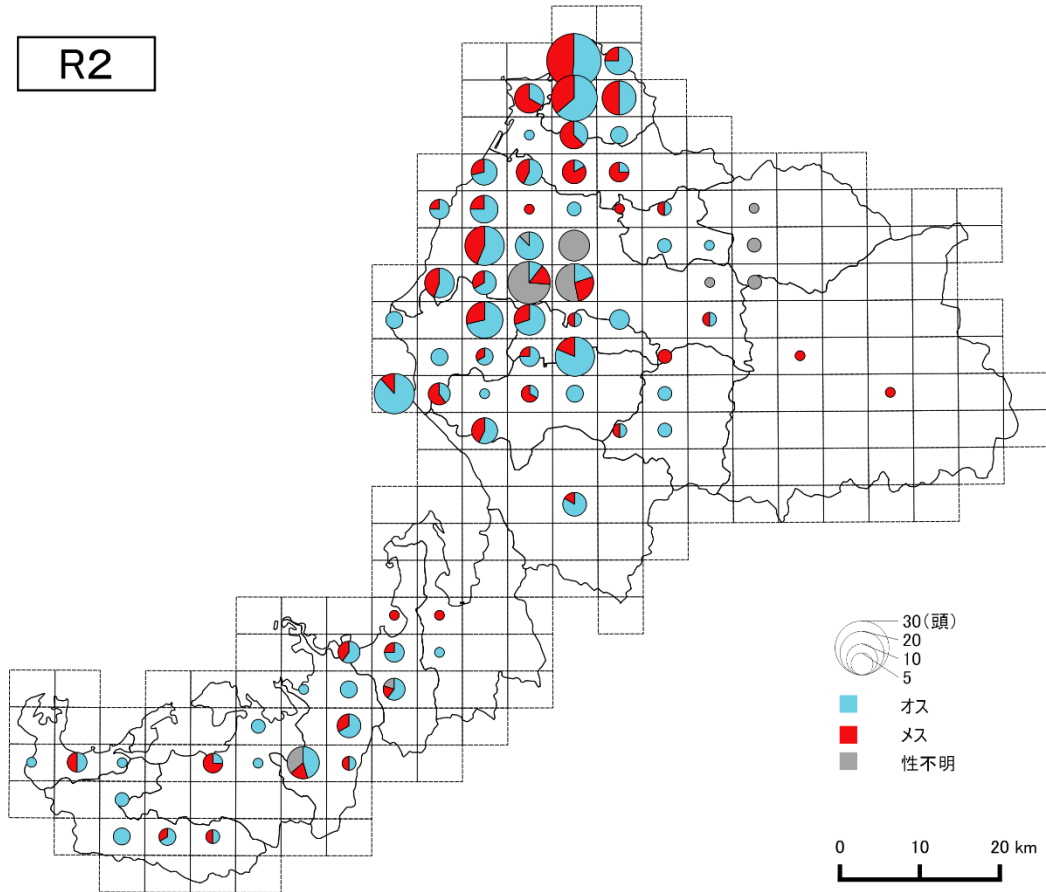


図 2—3 年度ごとのライグマ捕獲場所の空間分布図（令和 2 年度）

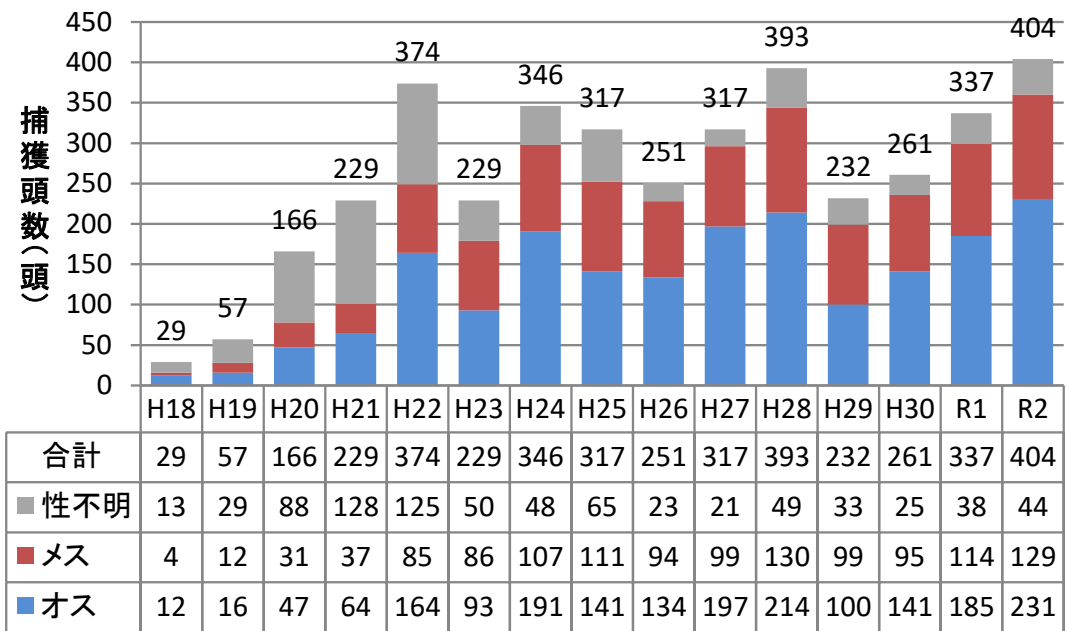


図 3 アライグマの雌雄別捕獲頭数の推移

(3) 被害状況

ア 農業被害

アライグマによる農業被害は、平成 18 年に初めて報告されるようになり、これまでに、スイカ、サツマイモ、ジャガイモ、トマト、ナス、キュウリ、カボチャ、ウリ、ハクサイ、ダイコン、トウモロコシ、メロン、イチゴ、ブドウ、カキ、クリ、リンゴ、水稲、大豆などの被害が報告されている（図 4）。また、家庭菜園での食害が発生している。

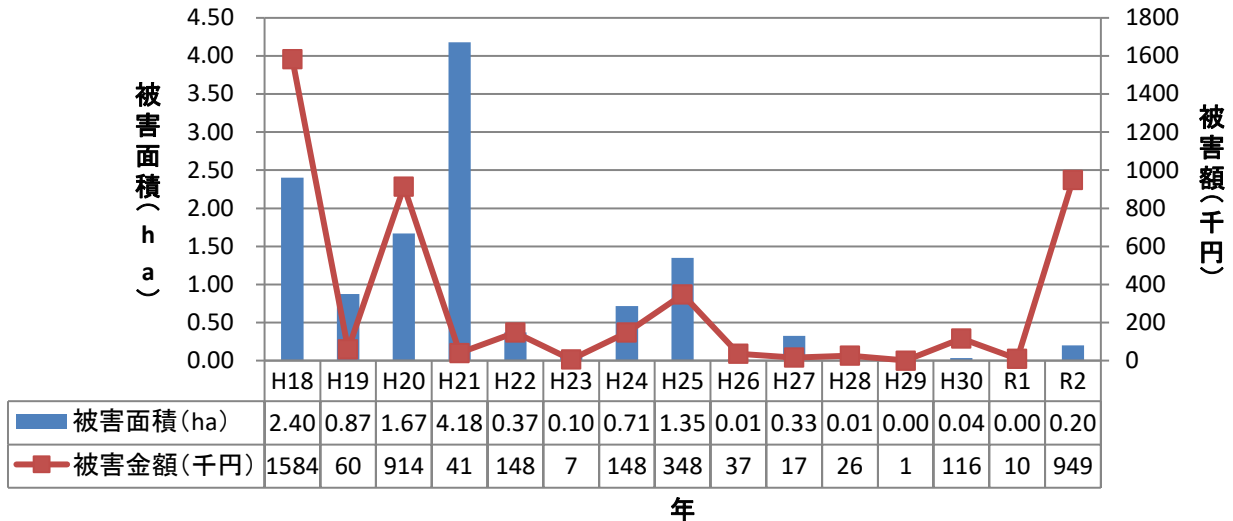


図 4 アライグマによる農業被害状況の推移

イ 生活環境被害

アライグマの家屋侵入により、家屋の傷や破損、天井裏の糞尿による衛生被害、騒音などの被害を受けている。

ウ 文化財被害

社寺の木造建造物において、傷や天井板の破損が発生している。

平成 21 年度に、嶺南地域において、3 件のアライグマによる文化財の毀損届出が、文化庁へ提出されている。

エ 生態系被害

今のところ生態系被害を明確に示す資料は多くないが、特に小動物への影響が懸念されている。北海道ではニホンザリガニやエゾサンショウウオなどの捕食が確認されており、神奈川県ではトウキョウサンショウウオへの加害が懸念されている。千葉県や愛知県では手肢のないイシガメなどが大量に発見されており、これもアライグマによる捕食が疑われている。県内においては、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法）に基づき国内希少野生動物種として指定されているアベサンショウウオが生息する丹南地域などでアライグマの生息が確認されている。現状では、被害報告、確認はないが、アライグマによる捕食に遭う可能性が懸念される。

また、鳥類への影響として、京都府ではオオタカの巣にアライグマが侵入している現場が目撃されており、北海道ではアオサギの集団営巣地放棄の原因としてアライグマが疑われている。県内の日野川河川敷においても、捕食など直接的な被害の確認はないが、アライグマによる侵入が確認された後にサギ類のコロニー数が減少したという事例が報告されており、サギ類の卵や雛がアライグマによる捕食に遭う可能性も懸念される。

6 目 標

現在、生息数状況等のデータが不足しており、捕獲に係る目標頭数については、科学的な根拠に基づいた設定が困難である。

そのため、この計画では、アライグマによる被害をモニタリングし、その危険性がある場合は、後述する予防対策などをとるとともに、当面、最大限の捕獲を推進することにより、生息数の低減を図り、農作物被害、生活環境被害、文化財被害、生態系被害の防止をすることを目標とする。

なお、最終的に目標とするところは、捕獲の継続とともに生息数等の科学的な知見等に基づき、本県からアライグマの野生個体を完全に排除することである。

7 捕獲、殺処置、最終処置の方法

(1) 捕獲

使用する猟具は原則として「はこわな」とする。

(2) 殺処置

捕獲したアライグマは、できる限り苦痛を与えない適切な方法（獣医師による二段階注射、または炭酸ガスを用いた方法等）により殺処置することとする。

ただし、殺処置の例外として、捕獲された生きた個体について、学術研究、展示、教育やその他公益上の必要性があると認められる目的で譲り受ける旨の求めがあった場合は、県または市町は外来生物法第5条第1項に基づく飼養等の許可を得ているもの、または、外来生物法第4条第2項の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができるものに譲り渡すことを検討する。

(3) 殺処置後の最終処置

殺処置した個体は、その場に放置せず、適切に埋設または焼却することとする。

8 実施体制

(1) 捕獲班の編成等

市町は、本計画に基づくアライグマの捕獲、生きた個体の運搬、殺処置等を安全かつ迅速・効果的に実施するため、各市町管内において、生息するアライグマの捕獲に従事する捕獲班（以下、「捕獲班」という）を編成するものとする。

捕獲班は、アライグマの捕獲、運搬等に従事する者（以下、「捕獲従事者」）により構成するものとする。

捕獲従事者として捕獲に参加できるものは、下記のアまたはイのいずれかであり、かつウの条件を満たしている者とする。

ア 鳥獣の保護および狩猟の適正化に関する法律で定める狩猟免許（わな）を有する者

イ 狩猟免許（わな）を有しない者であって、下記のいずれかの要件を満たす者

- ・適切な捕獲と安全に関する知識および技術を有する者として、県または市町が実施する捕獲従事者講習会を受講した者
- ・知事または市町長が特に必要と認めた者

ただし、免許非所持者が捕獲行為を行う場合は、狩猟免許（わな）を所持する者の指導・監督のもとに実施することとする。

ウ 良識があり、設置したわなの管理や捕獲個体の処置について迅速に対応ができる者

(2) 捕獲従事者の登録等

捕獲に従事しようとする者は、捕獲しようとする区域の市町へ、捕獲従事者登録申請書（様式第1号）を提出し、登録を受けなければならない。

市町は、「9（1）捕獲班の編成等」で規定する参加要件を満たしている者かどうか審査の上、捕獲従事者として登録するものとする。捕獲従事者の登録については、捕獲従事者の住所、氏名、生年月日、狩猟免許の有無および、各市町管内において捕獲に従事する区域等について記載した捕獲従事者登録台帳（様式第2号）を整備するとともに、捕獲従事者に対してアライグマ捕獲従事者証（様式第3号）を交付しなければならない。

(3) 実施体制

県、市町は、地域住民、関係団体、研究機関等と協力しながら、下記のとおり役割分担して進める。

ア 県

- ・捕獲従事者講習会を開催する。
- ・市町と協力して生息状況等のモニタリング、科学的データの収集を行う。
- ・収集した情報を分析する。さらに結果を関係機関、関係者へフィードバックし、防除実施計画の推進に努める。
- ・防除実施計画の進行管理、市町の取組みに対する支援を行う。

イ 市町

- ・捕獲従事者講習会を開催する。
- ・捕獲に従事するものを捕獲従事者として登録し、捕獲従事者証を発行する。
- ・捕獲従事者の氏名、狩猟免許（わな）所持の有無と防除を行う区域等をまとめ、これを従事者台帳として管理する。
- ・捕獲に用いるはこわなを台帳管理する。
- ・捕獲班を編成し、捕獲、捕獲個体の適正な殺処置および、最終処置を行う。
- ・捕獲結果を四半期ごとにとりまとめ、県へ報告する。

ウ 地域住民、農業者、関係団体

見回りや捕獲時の通報など捕獲班が行う捕獲作業に協力する。

9 捕獲に係る留意事項

捕獲従事者は、次の事項に特に留意、遵守することとする。

(1) 捕獲従事に関する留意

- ・捕獲を実施する際は、事前に地域住民および関係者への周知を図るとともに、従事中は従事者証を携帯し、国、県、市町の権限のある職員や警察官、鳥獣保護員等の関係者からの求めに応じて呈示すること。
- ・捕獲に使用するわなには、猟具ごとに、外来生物法に基づく防除である旨および住所、氏名、電話番号等の連絡先、捕獲期間を記載した標識（様式第4号）を装着し、管理責任の所在を明らかにすること。

(2) 錯誤捕獲の防止

- ・わなは1日1回以上巡視するとともに、錯誤捕獲が確認された場合は、速やかに放獣すること。また、被害を発生させているハクビシン等の捕獲が予想される場合は、予め市町と相談の上、有害捕獲で対応するなどにより、違法な捕獲処理が行われないようにすること。

(3) 事故の発生防止

- ・アライグマは感染症を媒介する可能性があるため、捕獲したアライグマの取扱いには十分に注意し、噛まれる、爪でひっかかれる等による怪我のないように、必ず作業服や手袋をして素手で触れないようにする他、糞尿の始末の際にはマスクやゴーグルを着用するなど十分な防備をして行う。万一、事故があった場合には、医療機関を受診するなど、速やかに適切な措置を講じることとする。
- ・設置されたわなに誤って触れて怪我等がないように、設置場所を配慮するとともに、注意喚起の看板を設置するなどして安全確保を徹底すること。

(4) 捕獲個体への取り扱いの注意事項

- ・捕獲個体に対し、わな内で直射日光や低温、長時間の放置による過度なストレスを与えないよう配慮すること。
- ・運搬時には、はこわなの出入り口を針金で留めるなどし、逸出防止に努めること。

(5) 捕獲の記録および報告

- ・捕獲従事者は、捕獲従事者証の交付を受けた市町に、捕獲結果を提出するものとする。

(6) その他

- ・本計画で決められた捕獲、殺処置、最終処置の方法を遵守するとともに、詳細については、その都度、従事者証の交付を受けた市町の定めに従うこと。

10 傷病鳥獣として救護されたアライグマの扱い

外来生物法により、野外へ放すことは禁止されているため、計画的に捕獲された個体と同様の扱いとする。

11 被害の予防対策

県、市町は、地域住民、農業者、施設管理者、関係団体等と連携して被害の予防対策を実施することとする。

(1) アライグマの餌管理

- ・集落内に取り残された農作物、果樹等や放置された生ゴミやペットフード等は、アライグマの格好の餌となる。こうした餌は、アライグマを引き寄せるだけでなく個体数の増加に繋がる原因となるため、県、市町は連携して、出没、被害情報を積極的に収集、配信するなどして、アライグマに対する予防対策意識の啓発を行う。
- ・地域住民や農業者、社寺仏閣などの施設管理者は、集落や農耕地、管理敷地等をアライグマの餌場にしないよう地域全体で徹底した餌の管理に努める。

(2) 農業被害

- ・農作物被害の防止のためには、徹底した捕獲に加えて、県、市町、関係団体、農業者は連携して農

地や集落環境の整備を図る必要がある。

- ・県と市町は、農業関係団体等と連携し、防護柵等の効果的な防除方法の活用や、管理方法の普及啓発を行う。また、農業者は、防護柵等の防除対策により農作物被害を受けないように努めるとともに、農作物被害状況を市町へ情報提供する。

(3) 生活環境被害

- ・家屋侵入による生活環境被害を予防するため、施設管理者（住民）はアライグマの侵入口になりうる壁、床下、家屋屋根付近等の隙間をふさぐよう努める。特に古い木造家屋については、冬期や繁殖時期には隙間から屋根裏に侵入し、休息、繁殖場所として利用するため、注意する。自治会の役員等は地域の住民に、地域内の被害状況などを情報伝達するとともに、被害防止方法について普及啓発を行う。
- ・県は市町に対し、効果的な予防方法や情報を提供し、市町は自治会の役員や住民からの相談に対し積極的に情報を伝えることで、住民が被害の予防や被害対応ができるように支援する。

(4) 文化財被害

- ・建造物等の文化財へのアライグマによる被害を未然に防止するため、文化財の所有者および管理者は、日ごろから建造物の柱などに残された爪跡など生息痕跡の確認に努め、被害を及ぼす恐れが生じた場合は、速やかに市町の文化財担当課とその対策について協議し、必要に応じて捕獲等の措置を行う。
- ・県、および市町の文化財保護担当課は、文化財の所有者および管理者がアライグマの被害への予防的対策が実施できるよう、情報提供その他の支援を行う。

(5) 希少動物への被害

- ・県内に生息する希少なカエルやサンショウウオなどの水棲動物等が、アライグマの捕食等により被害を受けないように、県、市町、関係団体は協力して希少な動物の生息場所の巡視等を行うとともに、アライグマの生息が確認された場合は、早急に、捕獲を行うこととする。

12 その他の防除に必要な事項

(1) 普及啓発

- ・県と市町は、被害者や一部の関係団体だけでなく、多くの県民や市民が、生物多様性や外来生物に関する正しい知識を持ち、後述するような外来生物問題の発生原因について正しい認識を持った上で、県民の参画と協同によって防除が効果的に実施されるよう、インターネットや各種講習会等において普及啓発に努める。
- ・特に外来生物問題の発生原因として、人間の手によって国内に持ち込まれた哺乳類が野生化して被害をもたらしているという問題の背景を、正しく伝え、動物を飼育する人間の責任と生態系の保全の重要性について普及啓発することとする。

(2) モニタリング

①県

- ・生息状況や被害状況を把握するために市町や関係団体等の協力を得てモニタリングを実施する。
- ・県民や市町からの目撃や捕獲結果等を集約し、生息分布の状況、生息密度等を把握する。
- ・得られた情報を市町、関係機関へ提供し、防除事業に適切に反映させる。また、必要と判断された場合は、計画の見直しを行う。

②市町

- ・捕獲班と協力して捕獲記録票を作成し、はこわな設置場所や数、日数、捕獲頭数、捕獲個体の性別

や幼獣・成獣の別、体重などの捕獲内容や被害内容等を県へ報告する。

(3) 合意形成等

①地域等での合意形成

防除に当たっては、防除を行う地域の住民、土地所有者、施設管理者等との調整および合意形成に努める。また、協力体制を整え、地域ぐるみでアライグマ防除に当たっていく。

②県民への情報提供、意見の収集

本計画を広く県民に周知し、合意と協力の下に、本計画を実施していくこととする。

(様式第1号)

令和 年 月 日

市町長名 様

| | |
|-----------|--|
| 住 所 | |
| 氏名 (ふりがな) | |
| 生 年 月 日 | |
| 電 話 番 号 | |

アライグマ捕獲従事者登録申請書

「福井県アライグマ防除実施計画」に基づき、アライグマ捕獲従事者となりたいので、次のとおり申請します。

なお、捕獲の実施にあたっては、外来生物法および関係法令を遵守し、適切なわなの設置と管理を行うとともに、捕獲個体の処置等について、市町の規則、指示に従います。

記

- 1 捕獲しようとする区域
- 2 所持する狩猟免許（わな）所持、および講習会の受講の有無

狩猟免許所持の有無

行政が行う受講修了証

令和 年 月 日交付
福井県知事わな狩猟免許 号

令和 年 月 日交付
 福井県知事 号
 市 号
 町 号

(様式第2号)

〇〇市町アライグマ捕獲従事者登録台帳

| 氏名 (生年月日) | 住 所 | 連絡先 (電話) | 捕獲従事者証 | | | 狩猟免許 (わな) | | 防除 区域 | 班 別 |
|--------------|-----|-------------|-----------|----|-----------------|-----------|-------------------|----------|--------|
| | | | 登録 年月日 | 番号 | 有効期間 | 種別 | 免許番号 交付 年月日 | | |
| | | | | | 年月日 ～ 年月日 | | | | |
| | | | | | 年月日 ～ 年月日 | | | | |
| | | | | | 年月日 ～ 年月日 | | | | |
| | | | | | 年月日 ～ 年月日 | | | | |
| | | | | | 年月日 ～ 年月日 | | | | |
| | | | | | 年月日 ～ 年月日 | | | | |
| | | | | | 年月日 ～ 年月日 | | | | |

(様式第3号)
第〇〇号

有効 年 月 日から
期間 年 月 日まで

注 意 事 項

福井県アライグマ防除実施計画に基づく
従事者証

〇〇市町長

印

- 1 従事者証は、アライグマの捕獲に際しては必ず携帯しなければならない、かつ、他人に使用させてはならない。
- 2 従事者証は、国若しくは地方公共団体の権限ある職員、警察員又は鳥獣保護員その他関係者が呈示を求めたときは、これを拒んではならない。
- 3 従事者証は、その効力を失った日から 30 日以内に、交付を受けた市町長に返納し、かつ、捕獲等についての報告をしなければならない。

内 容

| | |
|---------|--|
| 住 所 | |
| 氏 名 | |
| 生 年 月 日 | |

| | |
|--------|-----------------------------|
| 鳥獣の種類 | アライグマ、カニクイアライグマ |
| 目 的 | 福井県アライグマ防除実施計画に基づく計画的な捕獲 |
| 区 域 | |
| 方 法 | はこわな |
| 捕獲後の処置 | 麻酔または二酸化炭素等による致死処置後、焼却または埋設 |
| 備 考 | |

(様式第4号)

はこわなの設置標識

任意（ただし、記載されている内容が読み取れる大きさとする。）

任意
(ただし、記載されている内容が読み取れる大きさとする。)

| | | | | |
|----------------------|---------------------|--------------------|-------------|--|
| 福井県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲 | <u>捕獲等しようとする鳥獣名</u> | アライグマ カニクイアライグマ | <u>市町長名</u> | |
| 有 効 期 間 | 年 月 日から 年 月 日まで | | 従事者 登録番号 | |
| 氏 名 | | 住 所 | | |
| | | 電話番号 | | |